

# 「わが国の国際会計基準の取り扱いに関する提言」を発表

国際会計基準については、金融庁が2012年をめどにわが国において強制適用するかどうか判断する予定であるが、最近の内外の情勢変化から、強制適用そのものの是非も含めて、日本の国益・国情を考慮しつつ、あらためてわが国における国際会計基準の取り扱いを議論し直す必要がある。金融庁においても、国際的な流れや経済界等の要望もふまえて、わが国における国際会計基準への対応に関し、総合的に検討していく姿勢に転換している。そこで、関経連では、企業経営委員会が中心となって提言を取りまとめ、2011年11月11日に発表した。現在、提言の実現に向けて、金融庁をはじめ関係方面に働きかけている。

## 国際会計基準をめぐる動向

国際会計基準について、わが国では、2009年6月の金融庁の企業会計審議会中間報告において、2010年3月期から任意適用を認めるとともに、2012年をめどに強制適用(アドプション)の是非を判断することとされた。その後、国内外でさまざまな状況の変化が生じた。

まず、すでに日本の会計基準を国際会計基準に近づけるコンバージェンス(取れん)が進んでいるが、わが国の経営や商慣行から見て、そのまま受け入れが難しい基準内容も明らかになってきた。

また、国際会計基準をめぐる国際情勢を見ると、米国、中国、インドといった主要国は、明らかに慎重な対応に転換している。こうした海外の情勢変化なども背景に、これまではわが国でも強制適用を前提に、早ければ2015年度から強制適用という見方が一般的であったことから、企業側の不安も高まっていた。

このような内外の状況変化から、わが国としても、強制適用ありきではなく、国益や国情から望ましい方向が何かを、あらためて議論できる環境になってきたといえる。

金融庁の企業会計審議会においても、2011年6月末から議論が再開

され、わが国における国際会計基準の取り扱いについて、推進・慎重の両論から意見が交わされている。

そこで、当会では、企業経営委員会(委員長：和田勇・積水ハウス会長兼CEO)のもとに「国際会計基準と企業経営に関する研究会」を2011年8月に再設置し、精力的な議論を行った結果を、今般、提言として公表した。

## 提言の基本的考え方

日本企業の国際的な事業活動や資金調達が一層進むなかで、会計基準の国際化への対応は、企業業績の国際的な比較可能性や透明性の確保を通じ、投資家の利便性を向上させ、経営の評価尺度の国際的な共通化によって企業経営のグローバル化にも資するものである。

一方、会計制度は会社あつてのものであり、会計基準の変更が日本の企業経営や経済成長・産業育成の支障となってはならない。国際会計のルール作りにおける日本の発言力をより一層強化し、日本の会計基準の合理的なところは反映させていくことが重要である。

こうした観点から、わが国の国際会計基準の取り扱いに関しては、企業経営や経済成長にもたらす影響も十分にふまえ、また、米国やアジア

新興国の対応状況も見極めながら、国益・国情にかなう戦略的な判断を行う必要がある。

## 提言のポイント

1. 日本の主張を適切に反映できる官民一体の意見発信体制の構築  
会計基準の国際的なルール作りについては、グローバル経済の中で日本企業の国際競争力が劣後しないよう、国益・国情に合致したものにすることが必要である。このため、ルールづくりの機関である国際会計基準審議会に対しては、専門的な会計技術論にとどまらず、経済・産業政策などの観点もふまえた日本の主張をより強力に発信していく必要がある。

したがって、金融庁、経済産業省、財務省などの関係省庁、経済界、関係機関(企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、証券取引所等)が参画した官民一体の意見発信体制として、「国際会計戦略会議(仮称)」を設置し、日本の主張を強力に発信していく活動を行うことが望まれる。

2. 今後のわが国における国際会計基準の取り扱い

(1) 国際会計基準は現行の任意適用の継続と主体的コンバージェンスを

国際会計基準は、保有資産の毎期時価評価や開発費の資産計上など、資産・負債のストック情報の開示を重視した考え方によっており、これまで日本基準で重視してきた期間損益による企業業績の的確な把握と開示という考え方とは大きく異なる。また、システム的大幅な変更や時価評価のためのコストの増加など、企業に過度の負担を強いかねない。

また、海外主要国の最近の状況変化を見ると、米国は、強制適用を検討する当初の案から、時間をかけて(5~7年を例示)国際会計基準を米国基準に取り込むコンドースメントアプローチなどの複数のアプローチを選択肢として検討を進めている。中国やインドでは、全面的なアドプションでなく、コンバージェンスの持続のなかで国益・国情をふまえた戦略的な対応をとっている。

一方、日本では、自国の会計基準と国際会計基準のコンバージェンスが進み、すでに欧州から同等の評価もされている。さらに、グローバルな事業活動や資金調達で国際会計基準を必要とする企業には、任意適用の道が開かれている。

以上のことから、上場企業に国際会計基準を直ちに強制適用する必

要はなく、現行の任意適用を継続するのが適当である。任意適用の継続をはかるなかで、コンバージェンスについては、国際会計基準の内容を見極めつつ、日本の国益・国情をふまえた主体的な対応をとる必要がある。あわせて、米国会計基準による開示も引き続き容認すべきである。

なお、強制適用については、将来的に議論されるとしても、今後の海外の動向、国内の任意適用企業の拡大状況、会計基準の日本の主張の反映度合い、国際会計基準審議会の基準設定のガバナンスの改善状況などを十分に見極める必要がある。仮に強制適用という結論に至った場合でも、上場会社の中での適用範囲については、国際的な事業活動や資金調達等を行う上場企業にのみ限定することを早期に明確にするとともに、十分な準備期間と事務負担軽減措置(過年度比較の簡便化等)を講じてもらいたい。

### (2) 国際会計基準の適用は連結と単体の分離を基本原則に

国際会計基準の適用においては、投資家へのディスクロージャーを主な目的とした連結決算を対象とし、税制・会社法等の国内制度と深く関係する単体決算は日本基準を引き続

き適用することを基本原則とすべきである(いわゆる連単分離の原則)。

ただし、国際会計基準の任意適用企業が連単同一の会計処理を望む場合には、税制・会社法等との調整をはかった上で、特例的に単体決算にも適用できるオプションを認めてよいと考える。

なお、米国をはじめ、投資家へのディスクロージャーのグローバルスタンダードは連結決算であり、単体決算は会社法によるものがあることから、金融商品取引法に基づく単体決算の開示は、廃止を検討すべきである。

### 3. 国際会計基準の導入に伴う税制・会社法上の対応

コンバージェンスの進展、任意適用の継続も含めた国際会計基準の導入において、会計基準いかんで、課税所得や分配可能額の算定に大きな影響を及ぼさないよう、税制・会社法上の対応を講じることが必要不可欠である。

そこで、損金経理要件の見直しも含めた税制・会社法上の対応に関して、官民の関係者による検討・調整が進められ、必要に応じた関連法制整備が行われることが望まれる。

(経済調査部 井川理)

### 〈国際会計基準とは〉

